

小竹町郵便入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、小竹町契約事務規則（平成15年小竹町規則第5号。以下「契約事務規則」という。）第18条第2項の規定に基づき、本町の郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(郵便入札の対象となる契約)

第2条 郵便入札の対象となる契約は、当分の間、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する売買、賃借、請負その他の契約について行う指名競争入札により締結する契約のうち町長が定めるものとする。

(参加資格)

第3条 郵便入札に参加できる者は、契約事務規則第5条第1項の規定に基づく当該年度の入札参加資格者名簿に登録されている者とする。

(入札の公告等)

第4条 郵便入札を実施する場合には、次の事項について公告及び通知（以下「公告等」という。）するものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到達期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) 入札回数
- (5) 開札の日時及び場所
- (6) 郵便による入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (7) その他郵便入札の実施に必要な事項

(入札回数)

第5条 入札回数は、入札公告等において通知するものとする。

(入札書等の到達期限等)

第6条 入札書等の到達期限は、原則として開札日の前日（前日が小竹町の休日を定める条例（平成元年小竹町条例第20号。以下「条例」という。）第1条第1項各号に規定する休日の場合は、その前日）とし、公告等で指定する。

(設計図書等の貸与)

第7条 町長は、図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）と入札方法を示したものを、指名を受けた者に対して指名通知した日の翌日（翌日が条例第1条第1項各号に規定する休日の場合は、その翌日）から3日以内に郵

送で貸与するものとする。

- 2 前項の規定に基づく周知期間は、入札書等の到達期限の日までとする。
- 3 設計図書等に対する質問は、FAXでのみ受け付けるものとし、その受付期間は、入札等の到達期限の3日前（条例第1条第1項各号に規定する休日を除く。）までとする。
- 4 発注担当課長は、前項の規定により提出された質問書について、入札参加者全員に対し速やかにFAXにより回答するものとする。

（現場説明会）

第8条 現場説明会は、行わないものとする。

（入札書等の郵送方法）

第9条 郵便入札に参加しようとする者は、入札書、積算根拠その他必要な書類（以下「入札書等」という。）を配達証明付き書留郵便で入札書の到達期限までに到達するよう郵送しなければならない。

- 2 前項に規定する入札書等を郵送する場合は、二重封筒によるものとし、入札書等を中封筒に入れて封印し、中封筒には、入札参加者名、入札件名、開札日及び入札書等が在中である旨を記載し、郵送用の外封筒に同封するものとする。
- 3 前項の郵送用の外封筒には、宛名は小竹町の契約事務担当課とし、入札参加者名、入札件名、開札日並びに入札書等が在中である旨を記載するものとする。
- 4 入札保証金を必要とする場合は、入札保証金を納付したことを確認できる書類を第2項に規定する郵送用の外封筒に同封しなければならない。
- 5 第7条で周知した設計図書等は、外封筒に同封し返却するものとする。

（入札書の保管等）

第10条 町長は、前条の規定による郵便物が到達したときは、開札日時まで厳重に保管するものとする。

- 2 前項の郵便物は、差替えをすることができない。

（無効の入札）

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札保証金を必要とする場合、第9条第4項に規定する書類の同封がされていない入札
- (3) 一の入札について同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- (4) 入札者の記名押印がない入札
- (5) 入札金額を訂正している入札

- (6) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (7) 入札書の送付先への直接の持参、入札金額に対応した積算根拠等の未同封など、第9条に規定する郵送方法によらない入札。
- (8) 公告等で示した入札書の到達期限を過ぎて到達した入札（第15条の規定により入札を延期した場合を除く。）
- (9) 明らかに不正によると認められる入札
- (10) その他入札に関する条件に違反してなされた入札

2 最低制限価格が設定されている場合、最低制限価格を下回る入札は、無効とする。

(入札の辞退)

第12条 入札者は、入札書を提出するまでの間において、入札辞退届を提出することにより、自由に入札を辞退することができるものとする。この場合において、入札書郵送後であっても開札までは、入札を辞退することができるものとする。

(開札の立会い)

第13条 開札する場合は、当該入札に関係のない職員が1名以上立ち会うものとする。

(開札)

第14条 開札は、公告等に記載した開札日時に行うものとする。

2 町長は、開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上いるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。

3 前項のくじは、第13条の規定により当該入札の立会人となっている職員が行うものとする。

(入札の延期、中止、取消し)

第15条 町長は、郵便入札において、郵便事情等により事故が発生した場合又は不正な行為等により、必要があると認めるときは入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることができる。

(入札結果の通知)

第16条 町長は、郵便入札により落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者にその旨通知するものとするとともに入札結果を契約事務担当課において閲覧に供するものとする。

(費用の負担)

第17条 入札書等の作成及び郵送に要する一切の費用は、入札参加者が負担するものとする。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、郵便入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。